

3月定例教育委員会会議 議事録

平成31年3月28日
午後2時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原 田 勝 教 育 長
和 泉 慎 次 委 員
福 田 知 弘 委 員

谷口学教育長職務代理者
安 達 友 基 子 委 員

欠席委員

大 谷 佐 知 子 委 員

出席説明員

橋本敏子学校教育部長
大江慶博教育監
植田聡学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子教育政策室長
中村美和教育総務室参事
野口晃正保健給食室参事
中西多恵子指導室参事・指導主事
小西正晃まなびの支援課長
藤井寿興放課後子ども育成課主幹

木戸誠地域教育部長
道場久明学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉地域教育部次長
前田隆男青少年室長
磯部智司保健給食室参事
中井建志指導室参事・指導主事
角田睦教職員課長
海部裕介放課後子ども育成課長代理

記 録 者

上田祥代教育政策室主幹

3月定例教育委員会会議 議事録

午後2時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から3月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に安達委員を指名いたします。
大谷委員は所用により、欠席いたします。
記録者に木谷教職員課長代理、上田教育政策室主幹を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

生駒靖子教育政策室長

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は1名でございます。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

— 傍聴者入場 —

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第1号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案に係る専決処分報告について」及び日程第2 報告第2号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成31年度補正予算案に係る専決処分報告について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第1 報告第1号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案に係る専決処分報告について」及び日程第2 報告第2号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成31年度補正予算案に係る専決処分報告について」を一括して御説明申し上げます。

本件は、教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められたものでございますが、平成31年2月定例会に追加議案として提出する必要がありましたので、平成31年3月4日付けで専決処分したものでございます。

初めに、報告第1号、平成30年度教育費補正予算案につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入補正予算案をお示ししております。

これは、資産経営室が所管いたします、小・中学校校舎大規模改造事業、小・中学校トイレ施設整備事業、小学校外壁等改修事業、中学校屋内運動場大規模改造事業に係る財源を確保するための歳入の増額に関するものでございます。

まず、教育費国庫補助金は、平成30年度国の補正予算の成立を受け、学校施設環境改善交付金710,362,000円を増額するものでござ

います。

次に、公共施設等整備基金繰入金につきまして、810,000,000円を増額するものでございます。

続きまして、教育債、義務教育施設整備債は、2,857,700,000円を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

こちらには歳出補正予算案をお示ししております。

まず、小学校費、小学校改修費、委託料75,214,000円、工事請負費2,294,753,000円の増額については、校舎大規模改造事業、トイレ施設整備事業及び外壁等改修事業の工事監理委託料及び工事請負費に関するものでございます。

続きまして、中学校費、中学校改修費、委託料57,552,000円、工事請負費1,980,757,000円の増額につきましては、校舎大規模改造事業、屋内運動場大規模改造事業、トイレ施設整備事業の工事監理委託料及び工事請負費に係るものでございます。

3ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の追加をお示ししております。

これは、平成30年度国の補正予算の成立を受け、学校施設環境改善交付金が交付されることを受けて実施するも、当該年度内に完了しないため、翌年度に繰越をして実施するものでございます。

続きまして、報告第2号、平成31年度補正予算案について、御説明申し上げます。

まず、平成31年度教育費補正予算案の1ページをお願いいたします。1ページには、歳入予算の補正額をお示ししております。

これは、資産経営室が所管いたします、小学校校舎大規模改造事業、小学校屋内運動場大規模改造事業に係る財源を確保するための歳入の増額に関するものでございます。

まず、公共施設等整備基金繰入金につきまして、340,000,000円増額するものでございます。

続きまして、教育債、義務教育施設整備債は、1,044,300,000円を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

こちらには歳出補正予算案をお示ししております。

まず、小学校費、小学校管理運営費21,600,000円の増額につきましては、消防設備改修工事費に係るものでございます。

小学校改修費、委託料34,271,000円、工事請負費1,278,053,000円の増額につきましては、校舎大規模改造事業、屋内運動場大規模改造事業の工事監理委託料及び工事請負費に関するものでございます。

続きまして、中学校費、中学校改修費、委託料2,111,000円、工事請負費79,002,000円の増額につきましては、校舎大規模改造事業の工事監理委託料及び工事請負費に関するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、御報告申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第1号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案に係る専決処分報告について」及び報告第2号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成31年度補正予算案に係る専決処分報告について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 議案第19号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第3 議案第19号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

議案書の次のページを御覧いただきますようお願いいたします。

まず、市長事務部局出向の7名につきましては、定年退職又は依願退職のため、平成31年3月31日付けで市長事務部局へ出向発令をするものでございます。

なお、出向発令を受ける職員につきましては、出向後、市長事務部局におきまして、同日付けで退職発令が行われます。

次に、定年退職の4名、依願退職の3名につきましては、教育委員会事務局採用の職員でありますことから、平成31年3月31日付けで教育委員会において退職発令を行うものでございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第19号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第4 議案第20号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西正晃まなびの支援課長

日程第4 議案第20号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を御説明申し上げます。

3月31日をもって任期満了となる2名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページの吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

はじめに、千二地区公民館の柏谷唯司様は、62歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成31年4月1日から、平成32年3月31日までの1年間でございます。

次に、山二地区公民館の押谷典子様は、64歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成31年4月1日から、平成32年3月31日までの1年間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としております。

また、現在、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成

29年法律第29号)の施行に伴い、平成32年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を平成32年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第20号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第5 議案第21号「吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

日程第5 議案第21号「吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと存じます。

本案の提案理由でございますが、本市では、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、小学校給食運営を効率的に行うため、平成24年度(2012年度)から小学校給食調理業務等の委託に取り組んできたところです。

本件は、委託事業者選定委員会の構成について、改正を行うもので、より透明性の向上を図るため、委員構成について必要な見直しを行うものです。

恐れ入りますが、議案第21号の吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則現行・改正案対照表の第3条を御覧ください。

小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会の現行委員構成のうち、吹田市の職員について、見直しを行うものです。

また、第2条については、文言の整理、第3条第2項については、この見直しにより、市の職員は外れますので、任命という文言を削除し、委嘱に統一するものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第21号「吹田市小学校給食調理等業務委託事業

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

野口晃正保健給食室参事

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第6 議案第22号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中西多恵子指導室参事・指導主事

日程第6 議案第22号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

本件は、教科用図書、いわゆる教科書の採択に関わり、その選定に当たる、吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の構成について、改正を行うものでございますが、より透明性の向上を図るため、委員構成について必要な見直しを行うものです。

選定委員会は執行機関の附属機関に関する条例により、吹田市教育委員会の附属機関に位置付けられています。

吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則により、選定委員会の中心的な役割は、教育委員会の諮問に応じ、義務教育諸学校の教科用図書の選定について調査審議し、各教科書についての調査結果をまとめ、答申することで、選定委員会の委員は規則に則って9名を教育委員会が委嘱、任命することとなっております。

吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則現行・改正案対照表を御覧ください。

選定委員会の現行委員構成のうち、吹田市の職員の取扱いについて見直しを行うものです。

また、同条第2項については、文言の整理及びこの見直しにより、市の職員は外れますので、任命という文言を削除し、委嘱に統一するものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第22号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第7 議案第23号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第8 議案第24号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

生駒靖子教育政策室長

日程第7 議案第23号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第8 議案第24号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第23号、吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行

に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを御説明申し上げます。

この規則は、市長事務部局の職員に、教育委員会の事務を補助執行させる、事務の内容を規定しているものでございます。

吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則現行・改正案対照表を御覧ください。

向かって右手、改正案の第2条第11号に、市立幼稚園の警備の委託に関する事項を追加し、平成31年度から、市長事務部局保育幼稚園室の職員に、新たに補助執行させるものでございます。

次に、議案第24号、吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてを御説明申し上げます。

こちらは、教育委員会事務局の組織及び分掌事務を規定しておるものでございます。

吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表の1ページを御覧ください。

向かって右手、改正案第4条第1項第11号中、教育総務室が分掌しております学校等の警備及び清掃業務の委託に関する事項につきまして、先ほど議案第23号で市長事務部局の職員に補助執行させることといたしました市立幼稚園の警備の委託に関する事項を除くことから、他の課等の所管するものを除くとしております。

次に、現行第4条第1項第1号を御覧ください。

教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する事項につきまして、平成31年度から教育政策室で所管するため、教育総務室の分掌事務から削除し、対照表の右手、改正案の第4条第3項第2号に規定するものでございます。

次に、2ページ末から3ページにかけて対照表の左手を御覧ください。

まなびの支援課の分掌する事務のうち、現行第5条第1項第14号の地域交流室に関する事項について、地域交流室を廃止するため、削除いたします。

その他、附属機関に関する分掌事務について、対照表の右手、2ページ中ほどの下線部いじめに係る重大事態調査委員会及び3ページ最終下線部留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を、それぞれ学校教育部指導室及び地域教育部放課後子ども育成課の分掌事務に追加するものでございます。

施行日につきましては、議案第23号及び議案第24号ともに、平成31年4月1日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第23号及び議案第24号につきまして、御審議いただき、それぞれ、原案どおり、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第23号「吹田市教育委員会の権限に属する事務

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第24号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第9 議案第25号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

角田睦教職員課長

日程第9 議案第25号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の次のページに参考資料としまして、平成31年度大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長募集要項がございますので、御覧ください。

この制度は、大阪府教育委員会が府内の公立小・中・義務教育学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力を活かした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考するものであり、いわゆる民間人校長の制度でございます。

この制度の活用につきましては、事前に大阪府教育委員会から市町村教育委員会に意向調査があり、平成32年度に配置を希望する市町村教育委員会を明らかにしたうえで、公募にかけるというものです。

平成31年度任用に向けましては、府内で3市、それぞれ小学校1名ずつ計3名の募集に対し、26名の応募があり、3市で1名ずつ合格したとのことでございます。

本市の平成32年度当初の状況につきましては、平成31年度末の定年退職予定の校長が、小学校で7名、中学校で3名の合計10名でございます。

多くの退職者が見込まれておりますが、すでに校長選考を合格し、今後、校長として任用を予定している教頭及び教育委員会事務局内の選考合格者と新規の再任用校長を複数名任用することで、充足する見込みでございます。

事務局といたしましては、吹田という地域で特色ある学校を創造していくためには、吹田のなかで、地域に根差し、学校教育を支えてきた、熱意と能力を兼ね備える優秀な人材から、まずは学校経営を任せてまいりたいと考えております。

従いまして、平成32年度任用の大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長につきましては、希望しないとの意向を持っております。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

原田勝教育長

異議なし。

異議なしと認め、議案第25号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第10 議案第26号「平成31年度吹田市立学校教職員の

永年勤続表彰について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

角田睦教職員課長

日程第10 議案第26号「平成31年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」御説明申し上げます。

吹田市立学校教職員の永年勤続表彰につきましては、吹田市教育委員会表彰規則第3条第1項第3号の規定、及び吹田市立学校に勤務する府費負担教職員の永年勤続表彰の取り扱いについての細則に基づき、本市教職員として勤続満25年に達した者であって、勤務成績が良好である者を対象としております。

被表彰者の名前、所属、職名につきましては、恐れ入りますが、議案書の次ページの平成31年度永年勤続表彰該当者名簿を御覧ください。

小中学校とも3名ずつの対象者となっております。

所属及び職名は平成31年4月1日現在のものとなっております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第26号「平成31年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第11 教育長報告を議題とします。

はじめに、「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について」です。

事務局の説明を求めます。

中井健志指導室参事・指導主事

日程第11 教育長報告事項「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について」指導室より御説明いたします。

まずは、2ページ「2. 実技調査の概要」を御覧ください。

全国値を50としたTスコアで比較しております。

小学5年生男子は、50m走、立ち幅跳びはやや上回っていますが、握力・長座体前屈、反復横跳びは下回っております。

同じく女子は、立ち幅跳びはやや上回っていますが、握力・長座体前屈・反復横跳び・ソフトボール投げは下回っております。

4ページ、中学2年生を御覧ください。

男子は、反復横跳び・20mシャトルランはやや上回っていますが、握力・ハンドボール投げは下回っております。

同じく女子は、反復横跳びは上回っており、20mシャトルランはやや上回っていますが、握力・ハンドボール投げは下回っております。

反復横跳びや20mシャトルランは、小学校では全国値に及ばないものの、中学校では男女とも全国値を上回っています。

一方で、握力や遠投力は、小学校で少し上向いたものの、小・中学校ともに課題であり、昨年同様、体育・保健体育の授業での指導に加えて、運動に親しむ環境等の整備など、改善が必要であると考えております。

次に6ページ、児童生徒質問紙調査結果の概要です。

中学生になると「運動をしない」と答える生徒の割合が増加し、特に女子では顕著な二極化が見られます。

総運動時間が高いほど、体力合計点も高くなる傾向から、運動時間の少ない子供たちに対する働きかけが、体力向上の大きなポイントであると言えます。

また8ページで示したとおり、「体育授業で話し合う活動」と体力合計点に相関関係が見られます。

「できなかったことができるようになった」きっかけに「友だちに教えてもらった」という回答が小・中学校ともに1番割合が高いことから、今後も児童生徒にとって効果的な話し合いができているか、という視点を持って授業づくりに取り組む必要があると考えます。

最後に11ページ「4. 今後の方針」です。

調査結果から、児童生徒の体力は運動に対する意識や運動習慣と相関関係があり、学校における体育・保健体育の指導との繋がりも見られます。

教育委員会が策定した「体力向上につながる主な視点」の中で「①体育・保健体育の授業づくり」のICT機器の効果的な活用には、導入されたタブレットの活用を、「②体育・保健体育の授業の質的向上」では、活動を言語化して振り返ることや、副読本説明会の研修成果を授業づくりに活かすことを追記しました。

今後も、日々の体育授業での実践や授業研究といった体力向上の取組を進めるとともに、家庭・地域と連携した体力向上を目指した教育活動の充実・発展を図ってまいります。

なお、平成31年度大阪府の児童・生徒体力・運動能力調査につきましては、山田第五小学校・桃山台小学校・竹見台中学校が、抽出調査校として選ばれた旨の通知を大阪府教育庁教育振興室保健体育課から受けております。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

握力、ハンドボール投げがあまりいい結果が出ていないということで、今まで努力されて少し向上したということですが、今後どのようなことを考えられているか説明してください。

今年度は小学校に関しましては、少し上向いたものの、まだ改善が必要だと考えております。

引き続きではありますが、握力、ハンドボールの結果が上向くよう、再度授業について考えてまいりたいと思います。

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

御意見がないようですので、次に、「吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について」です。

事務局の説明を求めます。

教育長報告事項「吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正に

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

中井健志指導室参事・指導主事

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

藤井寿興放課後子ども育成課主幹

ついて」御説明申し上げます。

改正の背景及び理由でございますが、直営の留守家庭児童育成室のおやつ提供及びおやつ代の徴収につきましては、これまで任意団体である保護者会が主体となって行っておりましたが、責任の所在が不明瞭であることなどの理由により、平成31年3月1日から、市がおやつ提供の実施主体となって、おやつ代を徴収するよう変更するため、保護者のおやつ代の負担について定めるものでございます。

また併せて、用語及び条項の整理などの規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則 現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、対照表の4ページを御覧いただきたいと存じます。

右側の改正案、第10条におきまして、おやつの提供を受ける児童の保護者が負担するおやつ代の月額負担金額を、1日あたり100円相当のおやつ提供を行うことから、月額2,000円と定め、また納付方法につきましては、保育料との一体納付とすることを規定しております。

その他、第2条から第12条までの改正につきましては、他の規定にならった条項の並び順の変更や、用語などの規定整備を併せて行うものでございます。

本規則改正案の施行期日につきましては、市が実施主体となっておやつの提供を開始いたします、平成31年3月1日といたしております。

以上が、吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正についての説明でございます。

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

藤井寿興放課後子ども育成課主幹

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

市がおやつを提供する主体事業になるということですが、いわゆる食育等の観点から、どのような配慮をされているか説明してください。

本事業につきましては、児童の健全育成を行うという観点から運営指針に基づいておやつの提供を実施しているものでございますが、これまでと同様、食育の観点を守っていただくように、事業者の方に仕様書で定められておまして、事故のないように、適正なおやつ提供をしていただくように指導していきたいと考えております。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長
生駒靖子教育政策室長

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

御意見がないようですので、以上で教育長報告を終わります。

恐れ入りますが、追加議案を1件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1とすることといたしま

す。

それでは、議案を配布してください。

－議案書配布－

原田勝教育長

それでは、追加日程第1 議案第27号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中井建志指導室参事・指導主事

追加日程第1 議案第27号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

これまで、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の委員の任期については、諮問に対する答申の時までとしていましたが、答申後も、委員は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し当該答申に係る情報の提供を行い、その後に当該情報について公表を行うことから、任期を諮問に係る公表の時までと改正し、併せて任務についても改正するものです。

吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則現行・改正案対照表を御覧ください。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えるものでございます。

2 委員会は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し当該答申に係る情報の提供を行うものとし、その後に、当該情報について公表を行うものとする。

また、第3条第3項中「諮問に対する答申の時まで」を「諮問に係る公表の時まで」に改めるものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第27号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

生駒靖子教育政策室長

恐れ入りますが、追加議案を1件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第2とすることといたします。

原田勝教育長

それでは、議案を配布してください。

－議案書配布－

原田勝教育長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘

全委員
原田勝教育長

密会としますが、御異議ございませんでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

傍聴は許可いたしませんので、退室してください。

—傍聴者退室—

—秘密会—

原田勝教育長
原田勝教育長

ここで、秘密会を解きます。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、
3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後3時25分